

あいち青少年発明クラブ指導員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、子供に対する科学技術・モノづくり指導人材の情報を集積し、愛知県内の青少年発明クラブ（以下「クラブ」という。）に提供するために必要な事項を定めることにより、クラブにおける指導員確保の円滑化に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、産業科学技術課内にあいち青少年発明クラブ指導員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録対象者)

第3条 人材バンクの登録対象者は、次代を担う子供たちにモノづくりや科学技術に対する興味・関心を高める意義を認識し、クラブにおいて積極的に指導を行う意欲のある県内在住の成年者とする。

(登録)

第4条 登録を希望する者は、人材バンク登録申込書（様式1）を産業科学技術課人材バンク担当職員（以下「担当職員」という。）に手渡しで提出し、担当職員より申込書の注意事項について説明を受ける。

2 産業科学技術課長は、前項の登録申込書を受理したときは、申込者を人材バンク登録者（以下「登録者」という。）として登録する。

(登録の変更)

第5条 登録者は、登録内容を変更しようとするときは、人材バンク登録変更届（様式2）を産業科学技術課長宛てに提出する。

2 産業科学技術課長は、人材バンク変更届を受理したときは、速やかに登録内容を変更する。

(登録の削除)

第6条 産業科学技術課長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を削除することとし、その旨を当該登録者に通知する。

(1) 登録者より登録削除の申し出があったとき

(2) 指導員として相応しくない行為を確認したとき

(照会手続き及び面談)

第7条 登録者の情報提供を受けようとするクラブ又はクラブを新規に開設しようとする市町村（以下「クラブ等」という。）は、人材バンク登録者照会書（様式3）を産業科学技術課長に提出する。

2 産業科学技術課長は、クラブ等から登録者の照会を受けたときは、人材バンク登録者回答書（様式4）（以下「回答書」という。）により当該クラブ等に回答するものとする。

3 クラブ等は、回答書に記載の登録者との面談を希望するときは、産業科学技術課長に面

談を希望する登録者を申し出る。

- 4 産業科学技術課長は、前項の申し出を受けたときは、当該クラブ等と当該登録者との最初の面談を調整し、最初の面談に担当職員を同席させる。

(結果報告)

第 8 条 人材バンクにより登録者と面談したクラブ等は、産業科学技術課長に、当該登録者が指導員としてクラブに加わることの可否について報告する。ただし、担当職員同席の場で当該可否を決定したときは、その限りでない。

- 2 産業科学技術課長は、登録者が人材バンクにより指導員としてクラブに加わることとなったときは、当該登録者に人材バンク登録を継続するか否かについて、意思を確認する。
- 3 産業科学技術課長は、前項の場合において、登録者より継続の意思が示されたときは、当該登録者に対し、以後のクラブ等からの照会による回答書の備考欄に、別のクラブの指導員である旨記載することを説明する。

(経費の負担)

第 9 条 県は、登録者とクラブ等との人材バンクによる面談に関し、当該登録者が当該クラブ等と最初に面談するときの旅費についてのみ、県の規定に基づき当該登録者に支払うものとする。

(留意事項)

第 10 条 登録者が指導員としてクラブで活動する場合の活動内容及び条件については、当該登録者とクラブの合意によるものとし、県は、そのことについて一切関与しない。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 この要領に基づき提出された個人情報については、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 21 日 愛知県条例第 66 号）及び関係法令に基づき、適正に取り扱うものとし、人材バンクの運営以外の目的には使用しないこととする。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。